

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	平群町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	108-4
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.heguri.nara.jp/web/profile/chosei/chosei03.html

執行機関名 平群町長

障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	平群町重度心身障害者(児)福祉タクシー実施要綱(平成3年9月平群町要綱第1号)の規定による福祉タクシー利用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日条例第27号)別表第一 第2の項 平群町重度心身障害者(児)福祉タクシー実施要綱(平成3年9月平群町要綱第1号)の規定による福祉タクシー利用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条	平群町重度心身障害者(児)福祉タクシー実施要綱(平成3年9月25日要綱第1号)第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、<u>障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に</u>行い、もって<u>障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>第1条 この要綱は、<u>重度心身障害者(児)の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図るため、重度心身障害者(児)に対し、福祉タクシーの利用料金の一部を助成し、もって重度心身障害者(児)の福祉の増進に寄与することを目的とする。</u></p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>平群町重度心身障害者(児)福祉タクシー実施要綱(平成3年9月平群町要綱第1号)</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	平群町重度心身障害者(児)福祉タクシー実施要綱(平成3年9月平群町要綱第1号)第5条第1項第2号
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	平群町重度心身障害者(児)福祉タクシー実施要綱(平成3年9月平群町要綱第1号)第5条第1項の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 イ	平群町重度心身障害者(児)福祉タクシー実施要綱(平成3年9月平群町要綱第1号)第2条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者の配偶者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者の世帯に係る市町村民税に関する情報
備考		